

「八ヶ岳南麓を横断する高速道路はいらない！国道141号線の改良・改修と！」

中部横断自動車道八ヶ岳南麓

新ルート沿線住民の会ニュース



No.37 2018年8月10日発行

長野側1キロ幅ルート帯とICの概略位置を発表

7月11日、国交省長野国道事務所は第2回計画調整会議を開催し、これまでの長野側3キロ帯に代わる1キロ幅ルート帯案を公表しました。この会議で、参加した長野県はじめ6町村に対し長野国道事務所が独自に検討した1キロ幅ルート帯案を提示し、同意されたとしています。

しかし会議の開催時間は30分足らずで、国交省の1キロ幅ルート帯案を形式的に了承したに過ぎず、ルート帯案の是非、問題点などについての議論は行われることなく終了したのが実情と言えます。

沿線住民の会ではこの間、国交省本省、関東地方整備局、長野国道事務所に対し山梨側1キ

ロ幅ルート帯案の問題点を指摘し、計画段階評価のやり直しを求めてきました。関東地方小委員会に提出されたルート帯図の改ざんや虚偽の報告等という事実は国交省も認めていましたが、それら計画段階評価の重大な瑕疵を訂正もせず、「計画段階評価は適正に終了した」と強弁しての今回の長野側1キロ幅ルート帯の発表には強く抗議しなければなりません。

長野側でも計画段階評価に基づくルート選定が行われなかった

中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野側では、2012年11月に山梨側新ルート帯案

が発表されて以降、今回の1キロ幅ルート帯案の発表まで、3キロ幅ルート帯のままでした。その間、住民に対する説明会は一度も開催されることもなく、計画段階評価で必要とされる複数ルート案の提示もありませんでした。今回の1キロ幅ルート帯案は、国交省が「試

行」（モデルケース）として行おうとした計画段階評価の手続きから大きく逸脱した、旧態依然のやり方そのものに他ならないことは明らかです。国交省は長



中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会運営委員会
 <連絡先> 佐々木郁子 0551-47-6260
 郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 00220-7-50803
<https://sites.google.com/site/odandonewroot/>

野県や地元自治体の意見だけを聞いて1キロ幅ルート帯を決定し発表したもので、そのルート帯の決定に至るプロセスが不透明・不可解なことは言うまでもなく、住民は今回国交省の決定したルート帯案を否応なく押し付けられるという構図は旧態依然のままなのです。

計画段階評価では計画への住民の参加だけでなく、その計画の透明性、公正性、客観性、合理性を保障しながら進めることが重要とされています。しかし今回の長野側の1キロ幅ルート帯の発表は、ルート決定の透明性が決定的に欠けているだけでなく、非合理性な面も問題とされなければなりません。高速道路を野辺山高原という標高1500mを超える日本一高い場所に建設することの問題点として地元からも指摘されている冬季凍結等の問題も検討されていません。

山梨側のルート帯案の固定化を許さない！

国交省は長野側1キロ幅ルート帯案の発表で長坂～八千穂高原までのルート帯案が決まったとして、今後環境影響評価に入ることを準備していますが、これは全く住民無視の暴挙です。今回の発表により、国交省も自ら認めている、様々な問題点がある山梨側新ルート帯の固定化、既成事実化を図ろうとすることは、あたかもそれらの問題点がなかったかのように取り繕うもので、国がすべきことではありません。山梨側のルート帯案の問題の根本的解決を図るのでなく、既成事実の積み重ねにより中部横断自動車道（長坂～八千穂）の建設計画を進めようとしている国交省の姿勢に強く抗議します。

国交省はまず、計画段階評価において重大な瑕疵があり、自ら「ボタンのかけ違いがあった」と認めている山梨側新ルート案を見直し、国交省自らが導入した計画段階評価の過程の手続きの妥当性を検証してそれをやり直すように、あらゆる機会を通じて働きかけていくことが必要です。

第3回国会公共事業調査会（仮称）準備会が開催される



6月13日、第3回国会公共事業調査会（仮称）準備会が衆議院議員会館で開催されました。今回は「オーフス条約と日本の環境民主主義」をテーマとして、大久保規子氏（大阪大学大学院教授）が講演を行いました。

大久保氏は豊富な海外視察の体験から、オランダのA2プロジェクトの「グリーンカーペット計画」、ドイツのライン川流域計画などの例を紹介し、①住民の知る権利、②決定への参加権、③司法アクセス権の重要性を強調しました。特にドイツの例では、住民の理解を得るために3年で約100回ものワークショップが開催されたことが報告されました。

中部横断自動車道にとってもこのオーフス条約の内容は極めて大きいと言えます。公共事業は誰のために行われるのか。住民の参画でより一層理解が深まり、公共性が確保されるという指摘は重要です。今後も国会公共事業調査会（仮称）準備会は継続して行われますが、沿線住民の会も積極的に参加していく予定です。

立て看板を作りました！

沿線住民の会では、このたび新しい立て看板を作りました。古くなった看板の更新に、新たな場所への設置に活用をお願いします。

1本 1000円でお分けします。
連絡先は 0551-47-6260 佐々木まで



中部横断自動車道（長坂～八千穂）の問題点

中部横断自動車道（長坂～八千穂）では、平成17年国土交通省が策定した「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」（平成25年改訂）による「計画段階評価」が行われてきました。ガイドラインでは、「手続きの適切性」として計画検討プロセスに必要な条件で「透明性」、「客観性」、「合理性」、「公正性」を求めています。

その概念は、「透明性」…計画検討プロセスに関する情報が誰に対しても開示されていること。「客観性」…計画検討や評価に用いるデータ・情報等が客観的なものであること。「合理性」…計画検討プロセスの手順、計画案の比較、それらの修正などが合理的に行われること。「公正性」…計画検討のプロセスの進め方や判断が、偏りなく公平であること、としています。国交省は、中部横断自動車道（長坂～八千穂）に関し平成27年4月に対応方針の決定を行い、計画段階評価は適正に終了したとしていますが、この決定には大きな問題点があります。

主な問題点は次の通りです。

（1）計画段階評価で国交省が公表した新ルート帯案の改ざんや虚偽報告があったこと。

改ざんされた資料は地元説明会や社会資本整備審議会道路部会関東地方小委員会及びワーキンググループ等で審議資料として使用され、現在も様々な場で使用され続けており、「公文書改ざん」「改ざん公文書行使」等に係る違法ともいえる行為であること。

（2）山梨側では山岳ルート帯案から僅か一カ月足らずで現在の新ルート帯案に変更された。

新ルート案としてA、B案を提示したが、清里に寄るか寄らないかのほんの一部分の違いでしかないうえ、長坂～津金は新ルート帯案ありきで複数案の提示が無く、住民に比較評価の機会が与えられませんでした。複数案の提示と

第5章 構想段階における市民参画プロセス

構想段階における市民参画プロセスについて、どのように運用すべきかを説明しています。

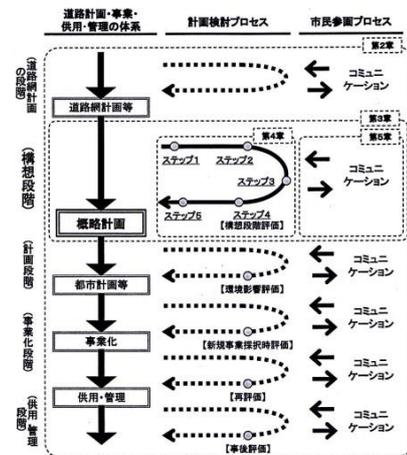


図 第2章～第5章までの各章の記載対象

は、全く違った複数のルート帯案を示すことで、後に情報開示請求をした際に、地元説明会のバックデータとして中央道須玉ICや双葉JCTから北上する案を検討していたことが判明しました。どうしてこの案も含めて最初から提示しなかったのか、比較検討の機会が与えられなかったことは重大な問題です。

（3）ルート帯案変更の際に事前調査がされていない。

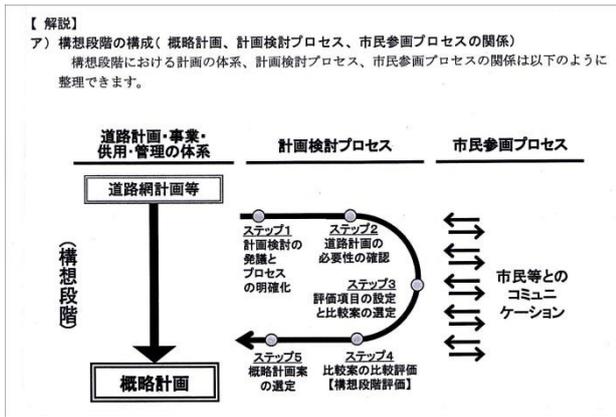
国交省は新ルート1km帯案は以前の3km帯案を絞り込んだものと説明していました。しかし、八ヶ岳南麓の部分はその3km帯より大きくはみ出している（国交省は審議資料を改ざんし、新ルート帯が3km帯の中にあるように示している）ため改めて事前調査が必要なことは明らかです。

（4）新ルート帯案の決定までの過程が不透明

情報開示請求の結果、手続きの意思決定を明らかにする「決裁文書」が無く、関東地方整備局はその過程を示した文書も存在しないとしています。事業費1800億円もの建設計画の意思決定をするにあたり、あまりにも不可解です。

（5）「計画段階評価が適正に終了した」とは言えない。

対応方針が了承され「計画段階評価が適正に終了した」とされたのが平成27年4月ですが、



山梨側北杜市と長野側野辺山の県境の一部を除き、長野側の八千穂までの区間は3km帯案のままでした。国交省は「長野県区間に係る計画調整会議」を昨年9月(第1回)と今年7月(第2回)開催し、長野県区間の1km帯案を示しました。「長坂～八千穂の計画段階評価」を行ったとしているにもかかわらず長野側は3キロ帯のまま、しかも地元説明会が一回も開催されず、複数案の提示もありませんでした。「計画段階評価」が行われていないと言わざるを得ません。この進め方には大きな疑義があり、「計画段階評価が適正に終了した」とはとても言えません。

(6) 現在の公共事業評価制度やガイドラインの見直しが必要

構想段階における市民参画プロセスで、各段階でのコミュニケーションとして意見・要望等は言えますが、決定するのは全て事業者になっています。決定の場に住民や別荘所有者等は参加できず、多くの意見・要望等がどのように取り上げられ反映されるのか不透明です。立ち戻って、検証するシステムを取り入れるなど、現在の事業評価制度やガイドラインの見直しなどの検討が必要ではないかと思えます。

今度は議員活動報告掲示の取りやめの動き 7/23 北杜市図書館協議会が開催される

2016年沿線住民の会のニュースに思想の偏りがあるなどとして、同年6月の発行分から北杜市の図書館全館で掲示拒否がされた事件がありました。私たちは北杜市との面談を通じて

設置の再開を求め図書館の自由の考え方に基づき公的図書館としての使命を果たすように要請を続けました。その後、教育部長は謝罪し、同年10月から全図書館でニュース設置が再開され、今年2018年2月には中央図書館より地域資料として保存し、閲覧できるようにしたいとの申し出があり、現在、沿線住民の会のニュースはバックナンバーも含めて、中央図書館(金田一図書館)の地域資料コーナーに設置されています。この問題は日本図書館協会においても「図書館の自由委員会」に関連する問題事例として取り上げられました。

今回、北杜市議会議員の「市政・活動報告」について、許可を得ていたにもかかわらず一市民からの指摘で突然“撤去”と言われ、その後現在まで一旦、掲示を取りやめるという事態が起きました。この出来事がきっかけで7/23北杜市図書館協議会で、北杜市図書館館内掲示物取扱い基準の見直し、改正についてが議題に取り上げられるとのことで傍聴しました。

そもそも議員の活動報告と言えば、議員の政務活動として当然の活動です。北杜市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年3月28日条例第17号)の第6条「政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」と明記されており、政務活動の一環として議員の活動報告はむしろ議員一人ひとりが求められることだと言えます。特にパソコン等の電子媒体で様々な情報を知り得ない環境にいる市民にとっては、地域にある図書館で情報を知り得る機会を保障することは住民福祉、住民の知る権利を保障するという意味でも重要なことです。

7/23の図書館協議会での審議では、2016年の沿線住民の会ニュースの掲示拒否問題を巡って当時の8/17図書館協議会で、図書館の自

由宣言に基づく考え方を基本とし、協議会会長や委員から「資料の良し悪しを判断するのは住民。図書館が置くかどうかを判断するのではない」等の意見と、この問題の発端となった館長が変わるたびに判断が異なることにより掲示物の取扱いが変わってしまうことへの懸念が出され、それまでの図書館内掲示物取扱基準にあった「その他、館長が不適切と認めたものとする」事項を削除した経緯が今回も再確認されました。そのため協議会に北杜市教育委員会協議会事務局が提案した「北杜市図書館内掲示物取扱基準(案)」で掲示できない事項にある「その他、館長が不適切と認めたものとする」事項は改めて削除することになりました。

そして、新取扱基準には冒頭に日本図書館協会図書館政策特別委員会が示す「公立図書館の任務と目標」(1989年1月確定公表2004年3月改定)が踏まえられた文言が明記されることになりました。冒頭に示される文案は「住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するように努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館が支持することを意味するものではない。」として図書館の立場を明確にすることになりました。

今後は7/23第2回北杜市図書館協議会で審議された内容に基づき、協議会事務局が取扱基準案を再度作成して、図書館協議会を開催し諮ることになりました。

今回の問題を取り扱うに当たって、2016年沿線住民の会ニュース掲示拒否に対する私たちの取り組みが活かされたことは言うまでもありません。そして、当時と今回の事態に真摯に「図書館の自由宣言」を踏まえた姿勢を貫かれた北杜市図書館協議会の委員の皆さんに敬意を表したいと思います。そして今回、議員活動報告を北杜市教育委員会、中央図書館が図書館での掲示をいったん取りやめにしたことに対して、6月議会での質問や北杜市教育委員会

へただすなど議員本来の働きかけを行っている市議会議員の方々を支持したいと思います。

北杜市教育委員会は速やかに本件問題を解決し、掲示を取りやめられている議員の方々の「市政・活動報告」の掲示を再開することを強く求めます。更に公立図書館の使命と役割をしっかりと果たし、北杜市議会議員の全員に対して「市政・活動報告」等を図書館へ提供するように働きかけることを希望します。

地上型太陽光発電問題の現状報告

被告 SunLink (株) がまたもや原告渡部さん宅・南西側の土地に太陽光パネルを増設を予定し、その為の地元説明会を6月17日に小淵沢町下笹尾公民館で開催するとして、説明会開催書面を下笹尾住民に配布しましたが、肝心の渡部さん宅に配布されず、理由を SunLink(株)に問い合わせましたが回答もありませんでした。当日も利害関係者である渡部さんを説明会に入れず説明会(と称していますがそもそも説明会の体を成していません)を強行しました。

6月19日甲府地裁の小淵沢町下笹尾太陽光発電訴訟第12回口頭弁論では主に原告が裁判所に提出した「検証申し出書」の中身について8月中に裁判官・原告・被告が裁判所に集まり「進行協議」(一般の傍聴はできません)を行う旨確認されました。9月以降に行われるであろう小淵沢での「検証」には、多くの市民が立ち会うなどして、支援を継続したいと思います。

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

第7回(7月6日)・第8回(7月31日)北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会が開催されました。引き続き、第6回に市民委員から提案された「提言案」の検討が行われましたが、市民委員からは「提言書に関する論点についての補足説明・資料」が追加提出され、なんとしても「条例化し

たい！」との市民委員の意気込みが感じられます。一方、業者でもある委員長は市民委員の説明を簡略化させたり、一部の推進と思われる市議委員からは専門性に基づかない質問が出される一方、一部業者からは地域での事業説明会の対象とする範囲にこだわらない、納得していただく範囲で対応したいなどと市民委員の提言を受けて前向きとも思われる発言も出始めました。

先日の西日本豪雨で太陽光パネル3600平方メートルが崩落したり、太陽光パネルが崩れ落ち山陽新幹線が運航見合わせ等、災害のニュースが相次ぎ北杜市内の無秩序な開発も野放しにできない状況です。市が公表している検討委員会概要には「・・・最終的には市長への提言を行うものです。」と明記されていますが、各委員の任期も来年の3月31日までで、残すところわずかとなり、長い時間と税金を使って議論を重ねた「委員会の提言」が無駄にならないように傍聴等を通じ私達も市民委員の皆さんと連帯していきたいと思えます。

寄稿 二つのリニア訴訟

川村 晃生

(ストップ・リニア！訴訟原告団団長
リニアまんが訴訟原告代表)

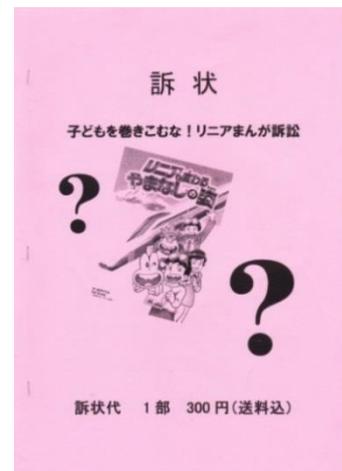
現在リニア新幹線をめぐって、二つの訴訟が行われています。一つは2016年5月20日に東京地裁に提訴された「ストップ・リニア！訴訟」で、こちらはすでに10回の口頭弁論が開かれ、国交省の工事計画の認可の取り消しを求めて、毎回原告側の意見陳述が行われてきました。沿線の1都6県に及ぶ住民たちによって、生活や自然に与えるリニアの影響や被害の大きさが、次々に陳述され、裁判官もそれに耳を傾けてくれました。

それに対して被告の国側は、真摯に対応せず、反対の弁論も行わないので、裁判官から原告の陳述に対してきちんと答えるようにと促され、今年一杯はその反論を待っているような状況

です。何とも国の不誠実な対応と言わざるを得ません。

来年あたりから、そろそろ証人を立ててリニア新幹線の問題点を裁判官に証明していく段階に入ります。原告・弁護団は、各分野の然るべき研究者や学識者の人選に入っており、意見書の作成などの依頼を始めているところです。

もう一つ、本年7月9日に甲府地裁に提訴された「子どもを巻き込むな！リニアまんが訴訟」があります。これは本年1月に山梨県によって作成された「リニアで変わるやまなしの姿」というまんが冊子が、あまりにもリニアによって利便性がよくなることだけを強調した内容になっており、自然や生活に対する被害が無視されているために、一方的で偏った内容であることから、これに費やされた経費約1200万円を県に賠償するよう、県知事に求めているものです。以前から回収を要望したり、監査請求にかけたりしましたが、認められなかったために、住民訴訟に踏み切りました。訴状では、とくにこの冊子を県内の小、中、高校の生徒に配布したことを問題視しており、教育の中立性を侵すものだとして、問題は行政の裁量権に及ぶと主張しています。こちらの期日はまだ決まっています。



(編集部注：この訴状では、山梨県が作成したリニアの冊子の問題点と、それが県内の生徒に配布された問題点が分かりやすく書かれています。1部300円で配布しています。連絡先 〒400-0014 甲府市古府中町 984-2 TEL055-252-0288 川村晃生まで)